提出書類作成要領

1　提出書類

（1）競争入札参加申込に関する提出書類

競争入札参加申込時に提出する提出書類は下表のとおりとする。書類を提出する際は、競争入札参加申込に関する提出書類下記様式Ⅰ-1-1～様式Ⅰ-1-3 に所定の表紙（様式Ⅰ-1-0）をつけ１分冊とし提出すること。

様式番号	書類	提出部数	書式サイズ	ファイル形式	枚数
競争入札参加申込に関する提出書類					
様式Ⅰ-1-0	競争入札参加申込に関する必要書類（表紙）	正本１部	Ａ４	MS-Word	１枚
様式Ⅰ-1-1	競争入札参加申込書		Ａ４	MS-Word	１枚
様式Ⅰ-1-2	グループ構成員一覧表		Ａ４	MS-Word	１枚
様式Ⅰ-1-3	委任状（代表者）		Ａ４	MS-Word	１枚

（2）入札辞退時に関する提出書類

競争入札参加申込時に書類を提出した入札参加者で、入札を辞退する場合は、入札辞退時に関する提出書類下記様式Ⅰ-2-1 を提出すること。

様式番号	書類	提出部数	書式サイズ	ファイル形式	枚数
入札辞退時に関する提出書類					
様式Ⅰ-2-1	辞退届	１部	Ａ４	MS-Word	１枚

（3）　入札、技術資料評価及び競争参加資格審査に関する提出書類

ア　提出書類

提出する提出書類は（ア）～（イ）のとおりとする。

（ア）　入札に関する提出書類

入札に関する提出書類を提出する際は、入札書、入札金額内訳書については下記「２・（２）・入札に関する提出書類」に定めるところにより提出すること。

様式番号	書類	提出部数	書式サイズ	ファイル形式	枚数
入札に関する提出書類					
様式Ⅱ-1-1	委任状（代理人）	１部	Ａ４	MS-Word	１枚
様式Ⅱ-1-2	入札書	１部	Ａ４	MS-Word	１枚
様式Ⅱ-1-3	入札金額内訳書	１部	Ａ４	MS-Excel	適宜

（イ）　技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類

技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類を提出する際は、様式Ⅱ-2-0～様式Ⅱ-2-6 を１分冊とし、下記「２・（３）・技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類」に定めるところにより提出すること。

様式番号	書類	提出部数	書式サイズ	ファイル形式	枚数
技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類					
様式Ⅱ-2-0	競争参加資格証明資料及び技術資料の提出について	正本１部	Ａ４	MS-Excel	１枚
様式Ⅱ-2-1	【設計】企業の技術力 設計業務を行う企業に対する競争参加資格及び評価等		Ａ４	MS-Excel	１枚
様式Ⅱ-2-2	【設計】企業の技術力 設計業務を行う配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等		Ａ４	MS-Excel	１枚
様式Ⅱ-2-3	【施工】企業の技術力 施工業務を行う企業に対する競争参加資格及び評価等		Ａ４	MS-Excel	適宜
様式Ⅱ-2-4	【施工】企業の技術力 施工業務を行う配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等		Ａ４	MS-Excel	適宜
様式Ⅱ-2-5	地域・社会貢献度		Ａ４	MS-Excel	１枚
様式Ⅱ-2-6	自己採点表		Ａ４	MS-Excel	１枚

２　作成要領

（１）　一般的事項

入札時の提出書類は、下記の規定に従い記載すること。

（２）　入札に関する提出書類

ア　入札書（様式Ⅱ-1-2）、入札金額内訳書（様式Ⅱ-1-3）の各１部を封筒に入れ密封し、提出する。なお、入札価格は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。評価値の最も高い者が複数あったときは、くじにより落札者を決定するため、入札書（様式Ⅱ-1-2）のくじ番号の欄には任意３桁の数字を記載すること。また、受付番号欄には、競争入札参加申込時に本県より送付された受付番号を記載すること。

イ　入札金額内訳書の作成にあたっては、次の点に留意してください。

（ア）　入札金額内訳書の記載内容について

a「入札説明書添付資料２　見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

b「入札説明書添付資料２　見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。

c 入札公告の際に入札金額内訳書の様式を発注者が提供した場合は、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記 a 及び b に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

d 内訳書にある、うち書きの「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額（法定福利費という。）」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」の金額の記載については任意とする

（イ）　審査方法について

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

（ウ）　無効入札として取扱う基準について

落札候補者の入札金額内訳書が次の各号に該当する場合は、大分県契約事務規則（昭和 39 年 3 月 31 日大分県規則第 22 号）第 27 条第 10 号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

a 入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合。

b 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計（以下「金額Ａ」という。）と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額（以下「金額Ｂ」という。）が一致しない場合。ただし、スクラップ費等の売却費がある場合、金額Ａからスクラップ費等の売却費を控除した額と金額Ｂが一致すれば無効としない。

c 値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ費等の売却費などマイナス計上すべきものを除く。）

d 工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル３相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合

e 種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合。

f その他重大な不備がある場合

（３）　技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、公告及び「入札説明書別添資料６　評価基準」を参照し、「別表１　技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類及び作成にかかる留意事項」を遵守のうえ技術資料等を作成すること。

別表１　技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類及び作成にかかる留意事項
提出書類

証明（評価）事項等		提出様式名	添付資料
設計企業	**企業に対する資格審査**		
	開札予定日現在で有効な建築士事務所登録	様式Ⅱ－２－１	―
	企業に対する評価		
	同種設計委託の設計実績	様式Ⅱ－２－１	・契約書の写し ・LED改修部分の設計図面など、LED改修の設計実績が客観的にわかる資料
	配置予定技術者に対する資格審査		
	保有する資格等	様式Ⅱ－２－２	・免許等の写し ・健康保険･厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等（該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。）
	配置予定技術者に対する評価		
	同種設計委託の設計実績	様式Ⅱ－２－２	・契約書の写し等 ・管理技術者及び照査技術者選任通知書の控の写し ・LED改修部分の設計図面など、LED改修の設計実績が客観的にわかる資料

施工企業	**企業に対する資格審査**		
	開札予定日現在で有効な経営事項審査等	様式Ⅱ－２－３	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し 経営規模等評価結果通知書の有効期間：審査基準日（決算日）から起算して１年７ヶ月の間
	企業に対する評価		
	同種工事の施工実績	様式Ⅱ－２－３	・ＣＯＲＩＮＳデータの写し（契約書の写し）等 ・LED改修部分の完成図など、LED改修の施工実績が客観的にわかる資料
	ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等の有無		・認定通知書の写し ・届出書の写し ・表彰状の写し ・認証書の写し ・ホームページの該当ページの写し
	指名停止の有無		―
	配置予定技術者に対する資格審査		
	保有する資格等	様式Ⅱ－２－４	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し ・健康保険･厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等（該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。）
	配置予定技術者に対する評価		
	同種工事の施工経験	様式Ⅱ－２－４	・ＣＯＲＩＮＳデータの写し（契約書の写し） ・現場代理人等通知書の控の写し ・LED改修部分の完成図など、LED改修の施工実績が客観的にわかる資料
	継続教育（ＣＰＤ）の取組の有無		・学習履歴証明書

地域・社会貢献度	**地域・社会貢献度**		
	地域内における建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	様式Ⅱ－２－５	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し ・建設業法に基づく１１条の変更届出書の写し
	県内企業の活用計画		―

	自己採点方式		
	自己採点表	様式Ⅱ－２－６	―

作成にかかる留意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	様式Ⅱ－２－０	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札無効として取り扱う。
2	設計企業に対する競争参加資格及び評価		
	企業の競争参加資格及び評価		
	建築士事務所登録	様式Ⅱ－２－１	建築士法第２３条の規定に基づく建築士事務所登録を確認する。 添付書類不要。
	同種の設計実績	様式Ⅱ－２－１	別表３の機関が発注した電気設備工事設計委託を対象とする。令和３年４月１日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額３百万円以上のLED改修工事又はLED改修を含む大規模改修電気設備工事の設計実績に限る。 大分県立芸術文化短期大学発注設計委託で平成２８年４月１日以降に履行したもの及び大分県立看護科学大学発注設計委託で平成３０年４月１日以降に履行したものは大分県と同等に取り扱う。 同種設計委託とは、請負代金額３百万円以上のLED改修工事又はLED改修を含む大規模改修工事の設計実績とする。 設計は元請として設計したものとする。 対象となる同種の設計実績を様式Ⅱ－２－１に記載すること。（記載する設計は一件で良い。） 記載した事項について内容が確認できるよう契約書の写し並びに仕様書、改修部分の設計図面などLED改修の設計実績が客観的にわかる資料を提出すること。
	配置予定技術者の競争参加資格及び評価		
	管理技術者、照査技術者の保有する資格等	様式Ⅱ－２－２	「入札説明書第３　入札参加要件等」に係る競争参加資格の対象となる配置予定の管理技術者及び照査技術者の氏名等を様式Ⅱ－２－２に記載すること。 記載した事項で、競争参加資格が確認できるよう免許等の写し、直接的かつ恒常的な雇用関係の証明資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）を添付すること。添付資料は、該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。
	管理技術者の同種の設計実績	様式Ⅱ－２－２	別表３の機関が発注した電気設備工事設計委託を対象とする。令和３年４月１日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額３百万円以上のLED改修工事又はLED改修を含む大規模改修電気設備工事の設計実績に限る。 大分県立芸術文化短期大学発注設計委託で平成２８年４月１日以降に履行したもの及び大分県立看護科学大学発注設計委託で平成３０年４月１日以降に履行したものは大分県と同等に取り扱う。 同種設計委託とは、請負代金額３百万円以上のLED改修工事又はLED改修を含む大規模改修工事の設計実績とする。 設計は元請として設計したものとし、管理技術者として従事したものとする。 対象となる同種の設計実績等を様式Ⅱ－２－２に記載すること。（記載する設計は一件だけで良い。） 記載した事項について内容が確認できるよう契約書の写し、管理技術者及び照査技術者選任通知書の控の写し、LED改修部分の設計図面（建築士法第２０条における記名のあるもの）などLED改修の設計実績が客観的にわかる資料を提出すること。
3	施工企業に対する競争参加資格及び評価		
	企業の競争参加資格及び評価		
	開札予定日現在で有効な経営事項審査等	様式Ⅱ－２－３	開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認する。 経営規模等評価結果通知書（開札予定日現在で有効で直近のもの）の通知日及び審査基準日を様式Ⅱ－２－３に記載すること。 併せて、経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。 経営規模等評価結果通知書の有効期間 審査基準日（決算日）から起算して１年７ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
	同種工事の施工実績	様式Ⅱ－２－３	別表３の機関が発注した電気工事を対象とする。平成２８年４月１日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額２千５百万円以上のLED改修工事又はLED改修を含む大規模改修電気設備工事に限る。 大分県立芸術文化短期大学発注工事で平成２８年４月１日以降に履行したもの及び大分県立看護科学大学発注工事で平成３０年４月１日以降に履行したものは大分県と同等に取り扱う。 同種工事は請負代金額２千５百万円以上のLED改修工事又はLED改修を含む大規模改修電気設備工事に限る。 対象となる同種工事の施工実績を様式Ⅱ－２－３に記載すること。（記載する工事実績は一件で良い。） 工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が２０％以上の場合に限る。 記載した事項について内容が確認できるようＣＯＲＩＮＳデータ（「登録内容確認書」等ＪＡＣＩＣの証明印のあるものに限る。）の写し又は契約書の写し（共同企業体としての施工の場合は、協定書の写しを含む。）、LED改修部分の完成図などLED改修の施工実績が客観的にわかる資料を提出すること。 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。
	ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等の有無	様式Ⅱ－２－３	開札予定日現在で有効な認定及び表彰等の有無を様式Ⅱ－２－３に記入し、当該事実が確認できる資料を併せて提出すること。対象となる認定等は以下のいずれかとする。 ＜国の認定又は県の表彰＞ ア　ユースエール認定（青少年の雇用の促進等に関する法律） イ　プラチナえるぼし認定、えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律） ウ　プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定（次世代育成支援対策推進法） エ　おおいた働き方改革推進優良企業表彰 オ　おおいた女性活躍推進事業者表彰 ＜国の認定又は県の表彰の基準となる計画等＞ カ　「一般事業主行動計画」の策定・届出 キ　「おおいた子育て応援団」への登録 ク　「女性活躍応援県おおいた認証企業」への登録 また、確認資料は、以下のいずれかを原則とする。 上記ア、イ、ウ：厚生労働省令に基づく認定の写し（都道府県労働局長の認定通知書の写し） 上記エ、オ　　：表彰状の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し 上記カ　　：地方労働局の受付印があり「一般事業主行動計画の計画期間」に開札予定日を含む届出書の写し 上記キ　　：認証書の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し 上記ク　　：認証書の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し なお、次のいずれかに該当する場合は、評価の対象としないものとするので注意すること。 ア　様式Ⅱ－２－３の該当部分が未記入の場合。 イ　認定された期間内に開札予定日が含まれていない場合。※認定期間が定められているものに限る。 ウ　当該事実が確認できる資料の写しが未提出の場合。 エ　その他評価内容が確認できない場合。 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。

	指名停止の有無	様式Ⅱ－２－３	開札予定日（令和８年７月８日）が減点対象期間内にある指名停止を受けている場合はその内容を様式Ⅱ－２－３に記入すること。なお技術資料提出後、開札予定日までの間に指名停止を受けた場合には、その旨を発注者へ書面で申し出ること。（減点対象期間等は、ＨＰに掲載しているため確認のうえ記載すること。 （https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html） 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。
	配置予定技術者の競争参加資格及び評価		
	保有する資格等	様式Ⅱ－２－４	「入札説明書第３　入札参加要件等」に係る競争参加資格の対象となる配置予定の主任（監理）技術者の資格等を様式Ⅱ－２－４に記載すること。 記載した事項で、競争参加資格が確認できるよう免許等の写し、監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係の証明資料（監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等））を添付すること。添付資料は、該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。
	同種工事の施工経験	様式Ⅱ－２－４	別表３の機関が発注した電気工事を対象とする。平成２８年４月１日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額２千５百万円以上のLED改修工事又はLED改修を含む大規模改修電気設備工事のうち、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した工事に限る。（現場代理人は「過去従事した工事に」配置された時点で「別表２」に記載された資格を有していた場合に限る。)なお、技術評価には監理技術者補佐として従事した工事も評価の対象とする。 大分県立芸術文化短期大学発注工事で平成２８年４月１日以降に履行したもの及び大分県立看護科学大学発注工事で平成３０年４月１日以降に履行したものは大分県と同等に取り扱う。 工場製作の過程を含む工事は現地施工に係る期間内に従事した工事のみ評価の対象とする。 対象となる同種工事の施工経験等を様式Ⅱ－２－４に記載すること。（記載する工事は一件だけで良い。） 工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が２０％以上の場合に限る。 記載した事項について内容が確認できるようＣＯＲＩＮＳデータ（「登録内容確認書」等ＪＡＣＩＣの証明印のあるものに限る。）の写し又は契約書の写し（共同企業体としての施工の場合は、協定書の写しを含む。）、現場代理人等通知書の控の写し、LED改修部分の完成図などLED改修の施工実績が客観的にわかる資料を添付すること 工期の途中で技術者（現場代理人）の変更があった場合は、全体工期の１／２以上の期間（全体工期が１年以上の場合は６ヶ月以上）で従事している場合に限り評価する。（工場製作の過程を含む工事は上記にかかわらず、現地施工に係るすべての期間で従事している場合に限り評価する。） 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。
	継続教育（ＣＰＤ）の取組の有無	様式Ⅱ－２－４	「入札説明書別添資料６　評価基準」の対象となる配置予定技術者に係る過去１年間の継続教育（CPD）の取組状況を様式Ⅱ－２－４に記載すること。 評価対象のＣＰＤは（一財）建設業振興基金、（公社）日本建築士会連合会に係るものに限る。 記載した事項にて､評価内容が確認できるよう学習履歴証明書を提出すること。証明書の証明日は、技術資料等提出期限の前日から起算して過去１年以内の日付が含まれているものに限る。取得単位数は、証明日から起算して過去１年間のユニット数により評価する。 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。
	配置予定技術者の記載に係る注意事項	－	ア　配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合 「入札説明書第３　入札参加要件等」に掲げる要件を満たしていない（満たしていることが確認できない場合を含む。）技術者を記載していた場合､当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとする。 記載した全ての技術者が配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。 イ　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに発注者に対し、その旨を記した書面（任意様式）を提出すること。（開札後の書面提出は受け付けない。）なお、この場合の入札は無効扱いとする。 前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（死亡、傷病、被災等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。
	配置予定技術者の評価方法及び記載に係る注意事項	－	ア　配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合 評価方法は次のとおりとする。 （ア）単体で参加する場合は、評価点の最も低い技術者により評価する。 （イ）共同企業体で参加する場合は、評価点の高い構成員の技術者を評価して、共同企業体としての評価とする。ただし、各構成員（又は一構成員）が複数の候補技術者を記載した場合は、各構成員（又は一構成員）の中で評価点の最も低い技術者の評価をもって当該構成員の評価点とする。 （ウ）複数の候補技術者を記載した場合で、「入札説明書第３　入札参加要件等」に掲げる要件を満たしていない（満たしていることが確認できない場合を含む。）技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとし、当該入札参加者（共同企業体で参加する場合は当該構成員）の評価は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。（※記載した技術者の全てが配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。） イ　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに、発注者に対しその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること。（開札後の書面提出は受け付けない。）なお、この場合の入札は無効扱いとする。 ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。

4	地域貢献等		
	施工業務を行うものの地理的条件		
	地域内における建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	様式Ⅱ－２－５	経営規模等評価結果通知書の写しにより、本店所在地を確認する。通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料（建設業法第１１条の規定に基づく変更届出書写し等）を併せて提出すること。 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに提出すること。
	施工業務における県内企業の活用		
	県内企業の活用計画	様式Ⅱ－２－５	ア　「入札説明書別添資料６　評価基準」となる県内企業の活用計画を様式Ⅱ－２－５に記載すること。適用対象は全ての建設工事の下請契約（二次下請以降も含む。）とする。 ※県内企業とは、大分県内に建設業法上の主たる営業所（本店）を有する企業とする。県外に主たる営業所（本店）があり、県内に支店、営業所等がある企業は、ここでの県内企業には当たらない。また、県外企業と県内企業で結成した共同企業体はここでは県内企業とする。 イ　県内元請業者が、全て自社施工する場合は評価する。県外元請業者が、全て自社施工する場合は評価しない。 ウ　活用計画が落札者決定に反映された場合で最終的な実績と異なる場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
5	自己採点方式		
	自己採点表	様式Ⅱ－２－６	「入札説明書別添資料６　評価基準」及び「入札説明書別添資料５　総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の留意事項について」に留意のうえ、各評価項目の自己採点を行い様式Ⅱ－２－６に記載すること。 自己採点の評価項目ごとに誤りがあった場合の評価方法は、次のとおり取り扱う。 ア　自己採点の誤りにより評価点を過大評価した場合は、当該評価項目の最も低い評価点に該当するものとする。 イ　自己採点の誤りにより評価点を過小評価した場合は、当該評価項目に記載された評価点により評価する。（修正評価は行わない。） 当該様式の提出がない場合は入札を無効とし、自己採点の結果が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）項目は、最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。

注意事項

1　添付資料は、上記のほか、競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。
2　上記提出様式を提出しない場合（未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）には、競争参加資格がないものとして取扱い、入札を無効とする。
3　提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。
4　添付資料は、兼ねることができる。
5　証明資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
6　提出された証明資料等は、返却しない。
7　本案件に係る競争参加資格の確認及び技術評価の審査は、公告等で明示したものを除き、開札予定日を基準として判断する。
8　本件入札は、技術資料提出時に入札参加者から「自己採点表」の提出を求める案件とする。
9　施工業務を共同企業体として参加する場合は、会社名の前に共同企業体名を記載すること。またこの場合、Ⅱ－２－５、Ⅱ－２－６は共同企業体として作成し、その他の様式は構成員ごとに作成すること。技術評価は、全ての構成員を審査のうえ、項目ごとに評価点の高い構成員を評価する。ただし、配置予定技術者の評価は、評価点の高い技術者の構成員を評価する。

別表２　現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表

発注業種に応じた「●」印がある資格を保有していた場合のみ評価対象となる。

資格区分	建設業の種類																											
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
監理技術者資格	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
１級建設機械施工管理技士	●				●								●																
１級土木施工管理技士	●				●	●					●		●	●			●									●			●
１級建築施工管理技士		●	●	●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●		●				●				●
１級電気工事施工管理技士								●																					
１級管工事施工管理技士									●																				
１級電気通信工事施工管理技士																						●							
１級造園施工管理技士																							●						
１級建築士		●	●				●			●	●								●										
技術士　建設（「鋼構造物及びコンクリート」以外）	●				●			●					●	●									●						●
技術士　総合技術監理：建設（「鋼構造物及びコンクリート」以外）	●				●			●					●	●									●						●
技術士　建設 「鋼構造及びコンクリート」	●				●			●			●		●	●									●						●
技術士　総合技術監理：建設「鋼構造及びコンクリート」	●				●			●			●		●	●									●						●
技術士　農業 「農業農村工学」	●				●																								
技術士　総合技術監理：農業「農業農村工学」	●				●																								
技術士　電気電子※選択科目は問わない								●														●							
技術士　総合技術監理：電気電子※選択科目は問わない								●														●							
技術士　機械（「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」以外）																				●									
機械 ・ 総合技術監理：機械（「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」以外）																				●									
技術士　機械「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」									●											●									
技術士　総合技術監理・機械「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」									●											●									
技術士　上下水道（「上下水道及び工業用水道」以外）									●																	●			
技術士　上下水道：総合技術監理 （「上下水道及び工業用水道」以外）									●																	●			
技術士　上下水道 「上水道及び工業用水道」									●															●		●			
技術士　総合技術監理：上下水道 「上水道及び工業用水道」									●															●		●			
技術士　水産 「水産土木」	●				●									●															
技術士　総合技術監理：水産「水産土木」）	●				●									●															
技術士　森林 「林業・林産」																							●						
技術士　総合技術監理：森林「林業・林産」																							●						
技術士　森林 「森林土木」	●				●																		●						
技術士　総合技術監理：森林「森林土木」	●				●																		●						
技術士　衛生工学（「水質管理」「廃棄物・資源循環」以外）									●																				
技術士　総合技術監理：衛生工学（「水質管理」「廃棄物・資源循環」以外）									●																				
技術士　衛生工学 「水質管理」									●																	●			
技術士　総合技術監理：衛生工学 「水質管理」									●																	●			
技術士　衛生工学 「廃棄物・資源循環」									●																	●		●	
技術士　総合技術監理：衛生工学 「廃棄物・資源循環」									●																	●		●	

※旧技術部門科目も監理技術者資格要件に該当します。

別表３　評価対象となる発注機関

●国又は地方公共団体

名　　称	根　　拠　　法	名　　称	根　　拠　　法
国	－	地方公共団体	－

●国又は地方公共団体以外

名　　称	根　　拠　　法	名　　称	根　　拠　　法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)	公益財団法人ＪＫＡ	建設業法施行規則第18条
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）	国立研究開発法人科学技術振興機構	
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
港務局	港湾法	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112	国立研究開発法人理化学研究所	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)	首都高速道路株式会社	
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号〉	消防団員等公務災害補償等共済基金	
水害予防組合連合		新関西国際空港株式会社	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法	地方競馬全国協会	
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）	東京地下鉄株式会社	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)	東京湾横断道路建設事業者	
地方税共同機構	地方税法	独立行政法人環境再生保全機構	
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものにかぎる。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法	独立行政法人農業者年金基金	
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)	中日本高速道路株式会社	
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)	成田国際空港株式会社	
土地改良区連合		西日本高速道路株式会社	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119	日本私立学校振興・共済事業団	
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)	日本たばこ産業株式会社	
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74	農林漁業団体職員共済組合	
日本年金機構	日本年金機構法（平成19年法律第109号）	阪神高速道路株式会社	
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)	東日本高速道路株式会社	
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)	本州四国連絡高速道路株式会社	
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
		旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社	